

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和20年10月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から同年10月20日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B事業所に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

当時の給与明細書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書から、申立人が申立期間において、引き続きA社B事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の厚生年金保険料控除額から60円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を5万円、申立期間③及び④を6万円、申立期間⑤を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日  
② 平成 15 年 12 月 9 日  
③ 平成 17 年 8 月 12 日  
④ 平成 17 年 12 月 16 日  
⑤ 平成 18 年 8 月 11 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の標準賞与額に係る記録が無いことが分かった。

私が所持している預金通帳には、いずれの申立期間についても、A社から賞与が支給されたことが確認できるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①及び②は5万円、申立期間③及び④は6万円、申立期間⑤は7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、いずれの申立期間についても、上記賃金台帳により申立人の賞与から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、計5回の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事

業主は、いずれの申立期間についても、賞与支払届を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、いずれの申立期間についても、標準賞与額に基づく厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの期間及び53年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで  
② 昭和53年4月から同年6月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私と夫は農業（稲作）を営み、制度開始当初から国民年金に加入し、保険料については、最初の頃は集落の集金人に納付し、その後、時期は明確に記憶していないものの、私がA市役所において納付するようになり、夫が納めに行くことも何度かあった。

夫には保険料を納めていない期間があり、市役所かB組合の人に「未納分を納めないと年金がもらえない。」と言われ、保険料を何回かまとめて納付していた。

私も、そのときであったかどうか記憶が定かではないが、納付していなかった期間の保険料を何回かまとめて納付したことがある。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、その直後の昭和40年4月から同年12月までの保険料は、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿により、50年11月に特例納付されるまで未納であったことが確認できる。

また、国（農林水産省）の統計資料等により、申立期間①当時、A市において、台風等により水稻被害が多発していたことが確認できる上、申立人の夫に係る申立期間①を含む昭和37年4月から41年1月までの保険料は、

特殊台帳により、53年10月、54年7月、同年11月及び55年5月の4回にわたって特例納付されるまで未納であったことが確認できる。

さらに、申立人の夫が上記特例納付を行っていることから、申立人も同時期に、申立期間①の保険料について特例納付を行った可能性は否定できないものの、納付時期、納付金額など申立人の保険料納付に係る記憶は曖昧である。

- 2 申立期間②について、その直前の昭和52年4月から53年3月までの保険料は、A市役所作成の国民年金被保険者名簿により、同年10月に過年度納付されるまで未納であったことが確認できる上、申立期間②直後の同年7月から55年3月までの保険料は申請免除となっている。

また、申立人の夫に係る申立期間②を含む昭和52年4月から55年3月までの保険料は、特殊台帳により、61年11月に追納されるまで申請免除であったことが確認できることから、申立期間②当時、収入が減少し、保険料を納付できなかったものと考えられ、事実、国（農林水産省）の統計資料等により、51年は、A市において、冷害、台風等による水稻被害が大きかったことが確認できる。

さらに、申立人は、上記過年度納付を行っていることから、申立期間②の保険料についても過年度納付を行った可能性は否定できないものの、納付時期、納付金額など申立人の保険料納付の記憶は曖昧である。

- 3 申立期間①及び②について、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から55年12月までの期間、56年2月から同年7月までの期間及び同年8月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年2月から55年12月まで  
② 昭和56年2月から同年7月まで  
③ 昭和56年8月から57年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和55年2月の婚姻を契機として両親に国民年金への加入を勧められ、A市役所において自身及び妻の加入手続を行った。

婚姻前の2年分の保険料は、金額を覚えていないものの、父に資金を出してもらい、妻が金融機関において納付した。また、婚姻後の保険料は、妻が毎月、金融機関において納付していた。

このため、申立期間①及び②が未加入期間とされ、申立期間③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和56年8月1日を資格取得日として、59年2月頃に払い出されたものと推認でき、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出し時点では、申立期間③の大半（昭和56年8月から同年12月までの期間）は、時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人及びその妻は、遡及納付した具体的な金額を記憶していない

上、申立人の父に聴取したものの、申立人及びその妻の保険料納付状況等について具体的な証言を得ることができなかった。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月

「ねんきん定期便」を送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、厚生年金保険の適用事業所を退職する予定であったため、退職前の昭和59年8月頃に、夫がA市役所において未加入期間が生じないように国民年金の再加入手続を行ってくれた。また、申立期間の保険料は、加入手続の際に、夫がその窓口において納付してくれた。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の適用事業所を退職する前の昭和59年8月頃に、その夫が国民年金の再加入手続を行ったとしているものの、オンライン記録、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿では、いずれも任意の被保険者種別により同年10月18日に資格取得していることが確認でき、当該記録に不自然な記載等は見当たらない上、申立期間は任意未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を昭和59年9月26日に喪失しているところ、A市役所は、「申立期間当時、会社を辞める前に国民年金の加入を受け付けておらず、退職事実を証明するものを提出していただき受け付けていた。国民年金の資格取得前に納付書を発行することは無かった。」旨回答しており、厚生年金保険被保険者資格の喪失前における国民年金の加入手続

及び保険料納付の可能性を否定している。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月

申立期間の追納の記録漏れについては、平成18年頃から社会保険事務所(当時)に申し立てていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間を含む平成6年4月から7年3月までの申請免除期間については、追納の案内が送られてきたので、電話により追納の申込みを行った。

保険料は、月ごとに納付できる納付書により、近所のコンビニエンスストアなどにおいて、毎月、納付期限までに納付していた。

このため、申立期間のみが申請免除期間とされていることに納得がいかない。

### 3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により、平成16年1月から同年12月までの間に、申立期間を除く6年4月から同年12月までの追納保険料及び15年12月から16年12月までの現年度保険料を納付したことが確認でき、その納付した合計額は、平成16年分確定申告書の社会保険料控除欄に記載された保険料額と一致している。

また、申立人が平成17年1月から同年12月までの間に納付した追納保険料及び現年度保険料の合計額は、平成17年分確定申告書及び同年分源泉徴収票に記載された保険料額とおおむね一致していることを考慮すると、申立人は、確定申告及び年末調整を適切に行っていたものと考えられ、確定申告等を適切に行っていた申立人が、申立期間の保険料のみ控除を申告しないのは不自然であることから、申立期間の保険料を納付していなかったものと考えられる。

さらに、平成9年1月以降は、年金記録管理事務のオンライン化、電算によ

る納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が低い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年2月までの期間、48年4月から同年8月までの期間、49年1月から同年4月までの期間、50年4月から51年6月までの期間、52年1月から58年7月までの期間及び60年6月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年2月まで  
② 昭和48年4月から同年8月まで  
③ 昭和49年1月から同年4月まで  
④ 昭和50年4月から51年6月まで  
⑤ 昭和52年1月から58年7月まで  
⑥ 昭和60年6月から61年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間①、②及び③の保険料は、社会保険事務所（当時）の職員が納付勧奨に来たので、4万円ぐらいの金額を遡ってまとめて納付し、その際、国民年金手帳に領収印を押してもらった。その時期は、厚生年金保険の適用事業所に勤めていた昭和49年5月から50年4月までの間であったと記憶している。

申立期間④の保険料は、毎月、社会保険事務所職員による集金により納付し、その際、国民年金手帳に領収印を押してもらった。

申立期間⑤及び⑥の保険料は、毎月、金融機関において納付し、その際、国民年金手帳に領収印を押してもらった。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和44年\*月\*日を資格取得日として同年8月12日に払い出されたことが確認できるものの、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、45年11月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、同資格を再取得した記録は確認できない。

また、申立人は、各申立期間における自身の国民年金の再加入手続に直接関与していなかったとしており、再加入手続を行ったとするその夫に聴取したものの、当時の状況を記憶していないとしている上、申立人は、各申立期間の保険料納付の都度、国民年金手帳に領収印を押してもらったとしているが、その国民年金手帳を所持していないことから、具体的な再加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

2 申立期間①、②及び③について、申立人は、社会保険事務所の職員が納付勧奨に来たので、4万円ぐらいの金額をまとめて納付したとしているものの、その納付金額は、当該期間の保険料の合計金額と大きく相違する。

3 申立期間④について、申立人は、毎月、社会保険事務所職員による集金により保険料を納付したとしているところ、申立人はその納付金額を記憶していない上、日本年金機構Bブロック本部C事務センターは、社会保険事務所の職員が現年度保険料を領収することは無かった旨回答していることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

4 申立期間⑤及び⑥について、申立人は、毎月、金融機関において保険料を納付したとしているところ、A市役所は、昭和47年度から納付書方式を採用しているものの、申立人は、納付書を送付された記憶が無いとしている。

また、保険料の納付時には、領収証書が交付されることから、国民年金手帳に領収印を押してもらったとする主張には不自然な点が見受けられる。

5 氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から48年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は祖父が行ってくれた。また、保険料は、金額を覚えていないものの、毎月、祖父に預け、祖父が町内集金により納付してくれた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとするその祖父は既に亡くなっていることから、具体的な保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和48年12月に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間のうち、45年7月から46年9月までの保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、「自身が保険料を遡って納付したことは無い。祖父母及び母から保険料を遡って納付した旨聞いた記憶も無い。」としている。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から9年1月までの期間については、国民年金第3号被保険者期間として記録訂正することはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から9年1月まで

「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は60歳になるまで年金を受給しておらず、夫の被扶養者であったので、申立期間は第3号被保険者になっていたはずである。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、退職共済年金を受給してなかったとしているものの、申立人の所持する平成9年4月1日発行の共済年金証書（厚生年金保険への統合に伴う再発行）には、退職共済年金の支給開始が平成6年4月と記載されている上、その年金額は185万8,700円となっている。

また、申立人は、その夫の勤務先から発行された証明書により、平成6年4月1日に被扶養者の認定を取り消されたことが確認できる。

さらに、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、第3号被保険者の資格喪失日が平成6年6月6日と記載されている上、A市役所は、申立人が同年6月6日に国民健康保険の資格を取得している旨回答していることを考慮すると、申立期間当時、申立人がその夫の被扶養者であったものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間については、国民年金第3号被保険者期間として記録訂正することはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月から 45 年 5 月まで  
② 昭和 45 年 10 月から 47 年 5 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社には、中学校を卒業した年の秋から翌年の春までの期間に加え、申立期間①及び②にも勤務した。

A社に勤務した期間のうち、最初の期間については厚生年金保険に加入していたことは確認できたが、申立期間①及び②についても、勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、申立期間①前の昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 5 月 10 日まで、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できるが、申立人が、申立期間①及び②当時、同社で同じ仕事に従事していたとして氏名を挙げている元従業員のうちの一人が、45 年 11 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで厚生年金保険に加入していることが確認できる上、当該元従業員は、「申立人を知っている。期間は覚えていないが 2 度一緒に勤務した。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が当該被保険者期間以降も同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は既に解散している上、事業主は所在が不明であり照会することができないことから、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間①の一部期間を含む、昭和

44年5月26日から同年12月17日までの期間、並びに申立期間②の一部期間を含む45年5月1日から同年11月30日までの期間及び46年6月9日から同年7月22日までの期間において、他の事業所において雇用保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が同僚として氏名を挙げている元従業員のうちの一人は、オンライン記録において、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できない。

加えて、申立人はいずれの申立期間についても事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 新潟厚生年金 事案 1223 (事案 787 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 38 年 5 月まで

60 歳の時に社会保険事務所(当時)で年金の裁定請求をしたところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない旨の回答を受け取ったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められないとのことであった。

先日、マスコミ報道で、自身と同じような方の記録の訂正が認められたことを知った。

申立期間は、正社員として、A社に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、申立人が氏名を挙げている同僚は申立人を記憶しておらず、申立人が同社の寮で同室であったとする同僚も申立人を記憶していない上、事業主の連絡先も不明であることから、申立人の勤務期間を特定することはできない。また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成22年2月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「マスコミ報道で、他社であるが、自身と同様に年金記録の無い者で、記録の訂正が認められた者がいたことを知った。」と主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、A社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年 8 月 1 日から A社で勤務した。」と申し立てているところ、申立人は、昭和 53 年 7 月 21 日から 57 年 3 月 15 日まで、A社で雇用保険に加入していることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元代表取締役は既に亡くなっており、前述の元従業員からも具体的な証言は得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社は昭和 52 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、申立人が氏名又は名字を挙げた同僚 5 人のうち、オンライン記録において、同社における厚生年金保険加入記録が確認できる 2 人はいずれも、同日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 49 年 6 月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時は、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B県C区D地域にあったA社に勤務していた。」と申し立てているが、A社は既に解散しており、解散当時の清算人は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、当時の事務担当者の所在も分からない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間中に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員のうち、回答が得られた5人はいずれも、「申立人のことを記憶していない。」と証言していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人は、A社と一緒に勤務した同僚の氏名を挙げているが、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、当該同僚の氏名を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に役員として勤務していた期間のうち、平成 15 年 11 月における標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低額となっていることが分かった。

申立期間当時、A社では、その社会保険事務を社会保険労務士に委託していたが、何らかの手違いであると思うので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間について、B社が保管する賃金台帳において、申立人の給与から、標準報酬月額 30 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる一方、申立期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は 15 万円であることが確認でき、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月2日から同年11月29日まで  
② 昭和32年9月21日から33年2月21日まで  
③ 昭和34年12月21日から35年3月23日まで  
④ 昭和35年12月21日から36年4月5日まで  
⑤ 昭和36年12月21日から37年3月14日まで  
⑥ 昭和37年12月21日から38年3月21日まで  
⑦ 昭和38年12月21日から39年2月29日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、改めて年金事務所に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間中も、A社に勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「いずれの申立期間についても、A社で勤務していた。」と申し立てているところ、同社は、「当時の資料は保管しておらず、いずれの申立期間についても申立人が勤務したかどうかは不明である。」と回答している上、オンライン記録から、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「申立人のことを知っている。自分は中学校を卒業した昭和26年から勤務しているが、自分が勤務してから7年ないし8年たってから、申立人が入社した。」と証言していることから、申立人が、申立期間①及び②に同社に勤務していたことが確認できない。

また、オンライン記録から、申立人は申立期間③から⑦までの前後の期間に

において、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間③から⑦までにおいても、引き続き同社で勤務していた可能性は否定できないものの、同社は上述のとおり回答している上、ほかに申立人が申立期間③から⑦までにおいて、同社に勤務していた事実がうかがえないことから、申立人の申立期間③から⑦までにおける勤務実態は確認できない。

さらに、オンライン記録において、A社で厚生年金保険に加入しているものの、申立人と同様に、資格の取得及び喪失を繰り返している元従業員が確認できるが、このうちの6人はいずれも、「当時、冬季期間は積雪のためにB業務ができなかったので、年末の12月20日に一旦解雇させられ、春の雪解けを待って再雇用された。その間は失業保険を受給していた。」と証言していることから、申立期間当時、同社では冬季期間中、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人は、いずれの申立期間についても事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 16 日から 53 年 4 月 21 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時は、A事業所に勤務し、B部でC業務を担当していた。

勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた当時の同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない上、当時のA事業所の経営者は、「申立期間当時の資料は保管していない。ただ、A事業所は厚生年金保険に加入していないと思う。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、上記同僚は、「A事業所が、厚生年金保険に加入していたかどうかは不明であるが、私の年金記録では、勤務期間中は、国民年金の保険料納付済期間となっている。」と証言しているところ、当該同僚は、申立人の申立期間当時、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A事業所の事業主は、D村（現在は、E市）でFを経営していた。」と申し立てしているところ、オンライン記録において、当該事業主が経営するG社で、申立人が厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を

控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月から 33 年 5 月まで  
② 昭和 33 年 6 月から 35 年 12 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、改めて年金事務所に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

昭和 31 年 10 月頃から約 4 年間、A 社 B 出張所に勤務していた。A 社で勤務した期間のうち、申立期間だけが厚生年金保険被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 31 年 10 月頃から約 4 年間、A 社 B 出張所に勤務し、C 事業所の D 改修工事に従事していた。」と申し立てているところ、A 社は、「申立人の氏名が、当社の社員名簿に記載されていることが確認できるのは、昭和 37 年 5 月 1 日発行の名簿からであり、それ以前の名簿には、申立人の氏名は確認できない。なお、申立人が主張する D 改修工事の工期は、35 年 12 月から 36 年 5 月までである。」と回答しており、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立人が申立期間①及び②当時の C 事業所の職員として氏名を挙げている者は、「申立人が主張する D 改修工事は、C 事業所ではなく E 県が事業主体である。当該工事は、昭和 35～36 年頃に実施していたと思う。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間①及び②において、一緒に仕事をしたとして氏名

を挙げている同僚は、オンライン記録により、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、その資格取得日は、申立人の資格取得日と同一日の昭和37年9月1日であることが確認できる。

加えて、申立人は、いずれの申立期間についても事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 41 年 6 月 18 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時は、兄の紹介でA事業所に勤務しており、B駅前に所在したC施設内にあったDに配属となった。

20歳のときに普通自動車運転免許証を取得したが、その際にはA事業所に勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「兄の紹介で、E県F市G町に所在したA事業所に入社した。B駅前に所在したC施設内にあったDに配属になった。」と申し立てているところ、オンライン記録において、A事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できず、事業主等に照会ができないことから、同事業所における申立人の勤務実態について、確認することができない。

また、申立人は、A事業所における勤務期間を昭和 39 年 8 月 1 日から 41 年 6 月 18 日までとして申し立てており、「申立期間において、私の兄は、A事業所の経営者の兄弟が経営する別の会社に勤務しており、当該事業所を退職した後にH事業所に勤務した。」としているところ、オンライン記録から、申立人の兄は、H社で申立期間前の 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「20歳のときに普通自動車運転免許証を取得し、その際には、A事業所に勤務していた。」と申し立てているところ、申立人が所持する普通自動車運転免許証の交付年月日は、申立人が20歳のときである昭和40

年1月18日であることが確認できるが、オンライン記録によれば、申立人は、当該交付年月日を含む37年11月1日から40年4月5日までの期間、I社で厚生年金保険に加入していることから、申立人のA事業所における勤務期間に係る記憶は曖昧である。

加えて、商業登記簿において、E県F市J区Gに所在するA事業所及び類似名称の事業所は確認できない上、F市J区役所L課、F市商工会議所、E県M同業組合及びE県N同業組合に照会したものの、A事業所という名称の登録事業所は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。